

淡路市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和5年3月31日
告示第62号

改正 令和6年3月31日告示第88号
令和7年4月1日告示第105号
令和8年3月31日告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の結婚に伴う新生活に係る支援を行うことにより、経済的負担を軽減し、少子化対策の強化に資することを目的に、新たに結婚した世帯に対して、住居費及び転居費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅取得 自己の居住の用に供するために市内において住宅を建築し、又は住宅を取得（契約書を交わさない売買、贈与又は相続により取得したものを除く。）することをいう。
- (2) 住宅賃借 住宅を所有し、又は転貸する者との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (3) 住宅リフォーム 住宅（住宅賃借に係るものを含む。）の修繕、増築、改築、設備更新等の改修（次に掲げるものを除く。以下この号において「住宅改修」という。）を業として営む者との間で工事請負契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅の住宅改修を行うことをいう。
 - ア 倉庫又は車庫に係る工事
 - イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事
 - ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る工事
 - エ 賃貸借に係る住宅にあっては、賃貸借契約により本来貸主が負担すべき修繕
- (4) 住居費 夫婦が婚姻を機に新たに市内で住宅取得、住宅リフォーム又は住宅賃借をするために要した費用であって、当該住宅の取得に要する費用、リフォームに要する費用、賃料（3か月分に相当する額を上限とする。）、共益費（3か月分に相当する額を上限とする。）、敷金、礼金及び仲介手数料の合計額をいう。ただし、婚姻前の住宅取得、住宅リフォーム又は住宅賃借については、婚姻日から遡って1年間に取得、リフォーム又は賃借したものに限る。
- (5) 転居費用 住居費の対象となる住居（以下「対象住居」という。）又は夫婦の新居（婚姻後に夫婦が居住する住居をいう。以下同じ。）に転居するために運送業者へ支払う費用をいう。ただし、婚姻前の転居については、婚姻日から遡って1年間に転居したものに限る。

(補助対象夫婦)

第3条 補助金の交付対象となる夫婦（以下「補助対象夫婦」という。）は、第5条第1項の規定による交付の申請（以下「申請」という。）を行う日（以下「申請日」という。）において、次の各号に掲げる全ての要件を満たす夫婦とする。

- (1) 申請日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請日の属する年度の3月31日までの間に婚姻届を提出した、又は受理された夫婦であること。
- (2) 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。
- (3) 申請日の属する年の前年（申請日が1月1日から3月31日までの間である場合にあっては、前々年）の1月1日から同年12月31日までの間における夫婦それぞれの合計所得金額を合算した額が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。）の返済を同年中に行っていた場合は、夫婦の所得を合算した額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

- (4) 申請日において、夫婦のいずれかが対象住居又は夫婦の新居に住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による住民登録を行っていること。
- (5) 夫婦のいずれかが本市、国又は他の地方公共団体による住居費又は転居費用に対する補助金その他の金銭的給付を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれかが過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 申請日において、夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと。
- (8) 夫婦のいずれもが淡路市暴力団排除条例（平成 25 年淡路市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。
- (9) 申請日において、夫婦のいずれもが次に掲げる講座等を受講し、又は実施していること。
 - ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）
 - イ プレコンセプションケアに関する講座
 - ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）

2 市長は、第 7 条の規定により補助金の交付を受けた者で、その補助金の額が次条第 1 項に規定する上限額に達しなかった者に対して、翌年度に限り、補助金を交付することができる。この場合において、前項第 1 号中「申請日の属する年度の前年度」とあるのは「申請日の属する年度の前々年度」と、「当該申請日の属する年度」とあるのは「当該申請日の属する年度の前年度」と、同項第 3 号中「申請日の属する年の前年」とあるのは「申請日の属する年の前々年」と読み替えるものとする。

（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、申請日の属する年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間に支払った住居費と転居費用を合わせた額とし、補助対象夫婦 1 組当たり 30 万円（前条第 2 項に規定する者にあつては、30 万円から前年度に交付を受けた額を控除して得た額）を上限とする。ただし、婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合は、補助対象夫婦 1 組当たり 60 万円（前条第 2 項に規定する者にあつては、60 万円から前年度に交付を受けた額を控除して得た額）を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象夫婦のいずれかが勤務先から住居費又は転居費用に対する金銭的給付を受けている場合における補助金の額は、前項の規定により算出した補助金の額から当該金銭的給付の額（住居費のうち賃料に対する給付は、賃料の 3 か月分に相当する期間の賃料に対する給付とする。）を控除した額とする。

3 第 1 項又は前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、淡路市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市が保有する情報をもって申請に必要な事項を確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
- (2) 申請者及び配偶者の住民票
- (3) 申請者及び配偶者の所得証明書
- (4) 住宅手当等支給証明書（様式第 2 号）
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (6) 対象住居に係る工事請負契約書及び領収書の写し（当該住居を新築し、又は住宅リフォームを行った場合に限る。）
- (7) 対象住居の売買契約書及び領収書の写し（当該住居を購入した場合に限る。）
- (8) 対象住居の賃貸借契約書及び領収書の写し（当該住居を賃貸している場合に限る。）

- (9) 転居費用に係る領収書の写し（転居費用について補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (10) 淡路市結婚新生活支援事業補助金に係る誓約書兼同意書（様式第3号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定の可否を行い、淡路市結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により速やかに当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに口座振込の方法により補助金を交付するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（補助金の取消し及び返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、当該補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、淡路市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月31日告示第88号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の淡路市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日告示第105号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の淡路市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日告示第83号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の淡路市結婚新生活支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした補助金の交付については、なお従前の例による。